

(請求人様)

名古屋市監査委員	福 田 誠 治
同	丹 羽 ひろし
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成31年 2月26日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、国際会議場屋根付歩廊整備事業について、危険な作業が多く市の監督体制に問題があること、現場代理人が常駐していないことを主張し、名古屋市の監督体制の見直し及び契約金額の減額変更を求めるものであると史料する。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示しなければならないとされている。

本件請求については、請求人は、市の監督体制及び現場代理人の常駐について、事実を証する書面を添付することなく私見を述べているにすぎず、財務会計上の行為自体の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。また、請求人が求めている名古屋市の監督体制の見直しは、法上認められた措置に該当しない。

よって、本件は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)